『順正理論』に於ける有為の四相

福田琛

一、有部の三世実有説によれば、現在法は「作用(kāritra)」していることによって過去・未来法と区別されるという。(phalākṣepa)働き」(引果功能)と規定し、法の働き一般(功作)から区別する。『俱舎論』「AKBh Pradhan 1st ed.」の本無今有説を批判するにあたって、衆賢によるこの作用/功能という分類がもちえた意義については、既にいくつかの研究成果が報告されている(Poussin [Mélanges chinois et bouddhiques 果が報告されている(Poussin [Mélanges chinois et bouddhiques まが「有為の四相」説を有部教義内に定位するためにおこなった、言わば基礎作業にあたる議論を紹介することにある。した、言わば基礎作業にあたる議論を紹介することにある。した、言わば基礎作業にあたる議論を紹介することにある。した、言わば基礎作業にあたる議論を紹介することにある。したがってそれに基づくところの、四相それぞれの個別的評価

[AKBh 77. 20-21]。 [AKBh 77. 20-21]。 [AKBh 77. 20-21]。

生・住・ ある段階で起っていなければならない。このことは作用を現におこなっ る。一例を挙げよう。四相とそれが働きかけるところの有為にある。し 法(本法)とは同時生起的存在(俱生)である。すると、あるにある。 一例を挙げよう。四相とそれが働きかけるところの有為にある。 一例を挙げよう。四相とそれが働きかけるところの有為にある。 一例を挙げよう。四相とそれが働きかけるところの有為にある。 とは同時生起的存在(俱生)である。すると、あるにある。 とは「無法が未来正生位から追求しているが、それらの論争はいず原「仏教学」 三、『俱舎論』は有為相を実法として認めることの不合 理

にはここでは触れない。

有為法は、現在に生じ滅してゆく過程で、

177。 在のみに認める三世実有説の命題と乖離する [AKBh 78. 10-

という解釈を与えているが [大正 No.1545,200a9-12] 些か詭弁に近 生相が作用してから、 たような自己矛盾を免れ得ないように思える(『婆沙論』は、 な理解に留まる限り有部教義は、上述の議論に於て指摘され 衆賢説も同じ前提に立っていることになる。しかしそのよう く」ことになるから、「作用」を「果を引く働き」と見做 換えれば、四相 同様の見解は『婆沙論』にトレースできる。またこれを言い 法を生ぜしめる、乃至滅相が滅せしめる働きのことである。 利那という時間単位には複数の「作用」を許容する幅があって、
 世 一親の理解によれば、 (俱有因)が本法(士用果)を「果として引 滅相が作用するまでが現在刹那なのである、 四相の「作用」とは、 生相が本 7

「作用」ではない。衆賢は言う。「生ぜしめ」乃至「滅せしめ」る働きは、「功能」であって五、けれども『順正理論』によれば、四相が任 意 の法 を

なるある法を手助けするような働きが「功能」として、「因ここでは「能く縁と為りて異類を摂助する」すなわち他者類。是謂功能。[NA 409b 4-6] 謂有為法。若能為因。引摂自果。名為作用。若能為 縁。摂 助 異

と為りて自乗を引摂する」働きすなわち「作用」から峻別さ

『順正理論』における有為の四相(福

囲

って『俱舎論』に提出された上述の非難は回避される。える。このように「作用」の意味内容が限定されることによ生相(等流果)を「引く」場合等が想定されているよう に 見対する「引果」、例えば現在の生相が同類因となって未 来 のれている。したがって「自果を引摂する」とは同列的存在に

六、つまり前項に引用した文脈のなかで、「因」「縁」という語は、やや特殊な意味合いに於て用いられている。言わばう語は、やや特殊な意味合いに於て用いられている。言わば有因/土用果)に於ける与果取果(因・果の現行)であると理俱有因/土用果)に於ける与果取果(因・果の現行)であると理解されよう(但し現在法が等無間に未来正生位の等流果を引く場解されよう(但し現在法が等無間に未来正生位の等流果を引く場解されよう(但し現在法が等無間に未来正生位の等流果を引く場解されよう(であるから、前者に含まれると考えられる)。

は、カララであって識ではない。識とアルブダとは相続としればならない。もちろん、アルブダが生ずる た め の「因」らアルブダが生ずる場合、そこには必ず識が存在していなけらアルブダが生ずる場合、そこには必ず識が存在していなけらアルブダが生ずる場合、そこには必ず識が存在していなけらアルブダが生する場合、そこには必ず識が存在していなけらアルブダが生する場合、そこには必ず識が存在していなけらアルブダが生する場合、とには必ず強力を表現を表しての法を現在し、このように『順正理論』に於て、果としての法を現在し、このように『順正理論』に於て、果としての法を現在し、カララであって識ではない。識とアルブダとは相続としたが生まる。

この力関係を、果に対する「前生因」(カララ・種子等)「倶についても言える [NA 409a7-22]。そして『順正理論』は、(因)から芽(果)が生ずる際に、地(勝縁)が及ぼす影響力る「勝因性」あるいは「勝縁」である。同 じこ と は、種子て起り得ない。その意味に於て識は、アルブダの生起に対すて異なるからである。けれどもアルブダは、識なしには決して異なるからである。けれどもアルブダは、識なしには決し

因。方特行世 [NA 409a 25-409b 1] (大意) 俱生縁は前生因より知。諸有為法。雖有種種外助因縁。而必有内生住 異滅。為 近 助生因。若無有識地等俱縁。即頞部曇芽等諸果。必不生故。由此准生因。共前生因。其力増勝。以雖有彼羯刺藍等及与種等諸前此俱生縁。此前生因。其力増勝。以雖有彼羯刺藍等及与種等諸前

相に言及する。

生縁」(識・地等)という言葉を用いて説明しながら有為の四

因。方特行世 [NA 409a 25-409b 1](大意)俱生縁は前生因よりもその力が勝っている。なぜならば、たとえ前生因、つまりカラもその力が勝っている。なぜならば、たとえ前生因、つまりカララや種等によって、アルブダや芽といったある未来法が果としてラや種等によって、アルブダや芽といったある未来法が果として「近助因」としての生・住・異・滅相が、それと同時に生起していなければならない。

べきものとして措定されたある法を、特定時に生ぜしめ乃至つ。それらは「外助因縁」すなわち因縁和合によって生起すへ、この理解に於いて有為相説は積極的な存在 意 義 を 持

親による非難[AKBh 79. 16-19]への反証となっている。
「内縁の摂助」とも呼ばれる[cf. NA 409b 8-19]。そしてこの「内縁の摂助」とも呼ばれる[cf. NA 409b 8-19]。そしてこの不可欠な存在である(また前者の働きは「外縁の摂助」、後者は滅せしめる働きを担った「近助因」であり、その意味で必要

果に於ては過去の同類因を含む諸々の因縁 和 合 の 働 き(与整理してみよう。有為法を生起させる「功能」とは、異時因

九、最後にこれまでの考察を、作用/功能という視点から

間にしか成立しないから、たとえ因の現行(と同時に果の現行ば同類因の取果である。同時因果は非同列的存在(異類)の法の「作用」とは、「自果を引摂する因と為」ること、例え果)、同時因果に於てはそのすべての働きである。生起した果が、「過去の巨業民を含む言うの日系系で、

〈キーヮード〉 『順正理論』、有為の四相、三世実有説

であるから「与果取果」)であっても作用ではない。